



平成 25 年 6 月 20 日

内閣官房長官

菅 義 偉 様

公益社団法人日本介護福祉士会

会 長 石 橋 真



介護福祉士の雇用環境の整備等に関する要望書

平素より公益社団法人日本介護福祉士会へ深いご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、介護保険制度を持続可能にするためには、介護人材の確保・定着が要であり、介護分野で働く者が、安心して、意欲と誇りを持って働くことができる雇用環境の整備が必要であります。また、利用者へ質の高い介護を提供するために、介護現場の介護福祉士比率を高める必要があります。

賃金の向上やキャリアアップの仕組みを導入するなどにより、介護労働環境を改善し、介護という仕事が名実とも高齢化を支える働き甲斐がある職業にすることが必要であり、介護労働がディーセントワーク〔価値ある労働〕となるよう別紙のとおり要望いたします。

(別紙)

- 1 高齢者介護、障害者介護の現場において、質の確保と専門能力による効率化のために介護福祉士が一定数以上配置されることが必要であり、運営基準に介護福祉士の配置を明記すること。
- 2 介護報酬単価改定等において、一定の割合を人件費と設定し、介護福祉士の処遇改善を図り、生涯意欲を持って働けるような賃金体系を確立すること。
- 3 要介護度の改善等についても何らかの報酬をあたえること。
(成功報酬制の創設)
- 4 労働環境の整備改善をはかること。
 - ・ 腰痛防止の徹底
 - ・ 夜勤における勤務の負担軽減など労働衛生法等の改正
- 5 給与額、人件費比率の公表を義務付け、人材確保指針に明記されている国家公務員の福祉職俸給表などを設け、介護職員の給料が保証される仕組みを行うこと。
- 6 介護職員のキャリアパス制度（認定介護福祉士制度）の構築を図ること。
- 7 准介護福祉士制度を早急に廃止すること。
(介護福祉士国家資格の一元化)